

# 福岡県公報

令和元年五月七日  
第一号  
増刊  
①号

## 目次

### 再掲

- 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課 ……一)
- 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課 ……八)
- 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課 ……一)
- 福岡県土地利用調整会議運営規程を廃止する訓令 (人事課 ……一三)
- 福岡県水行政連絡協議会規程を廃止する訓令 (人事課 ……一三)

### 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成三十一年四月二十三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第七号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める。  
第七条第二項第二号の表中

空港策局	空港整備	空港整備係
空港策局	空港計	空港振興係
空港策局	空港計	

を

空港策局	空港策局	空港策局
空港策局	空港策局	空港策局
空港策局	空港策局	空港策局

に改める。

第七条第二項第四号の表がん感染症疾病対策課の項中「難病対策係 がん・疾病対策係」を「難病等助成係 がん対策係 疾病対策係」に改め、同表高齢者地域包括ケア推進課の項中「介護人材係」を削り、同項第五号の表子育て支援課の項中「保育係」を「保育企画係 保育施設係」に改め、同表障がい福祉課の項中「社会参加係」を「社会参加係 医療・給付係」に改め、同項第八号の表農山漁村振興課の項中「中山間地域振興係」を「中山間地域振興係 鳥獣対策係」に改め、同表畜産課の項中「鳥獣対策係」を削る。

第七条の二第一項の表総合政策課の項の前に次のように加える。

人事課	内部統制室
-----	-------

第七条の二第一項の表医療指導課の項の次に次のように加える。

高齢者地域 包括ケア推 進課	介護人材確保対策室
----------------------	-----------

第十二条第二号中「懲戒、」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「こと」の下に「(総務部人事課内部統制室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集

及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。)を含む。)を加え、同号を同条第十八号とし、同条第二十二号中「こと」の下に「(総務部人事課内部統制室に係るものを含む。)」を加え、同号を同条第十九号とし、同条第二十三号を同条第二十号とする。

第十二条の二及び第十三条を削る。  
第十二条の次に次の一条を加える。

(人事課内部統制室の所掌事務)

**第十三条** 第七条の二第一項に規定する総務部人事課内部統制室の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 内部統制に関すること。
- 二 職員の懲戒に関すること。
- 三 人事監察に関すること。
- 四 損害賠償に係る事務の総括に関すること。
- 五 行政事務の処理状況等の監察に関すること。
- 六 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第十五条第二号イ中「基づく」を「基づき県に対して譲与される」に改め、同号中ヌをヲとし、へからりまでをチからルまでとし、ホをへとし、への次に次のように加える。

ト 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の規定に基づき県に対して譲与される森林環境譲与税に関すること。

第十五条第二号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)の規定に基づき県に対して譲与される自動車重量譲与税に関すること。

第十五条第六号イ中「、特別地方消費税(旧料理飲食等消費税を含む。第七十四条において同じ。)」を削る。

第二十条の二の二第三号ニ中「並びに北九州」を「、北九州」に改める。

第二十条の四第一項中第二十一号を第二十二号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十条の四第二項中「第十四号、第十七号、第二十号及び第二十一号」を「第十五号、第十八号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同条第三項中「第十五号、第十六号及び第十八号」を「第十六号、第十七号及び第十九号」に改める。

第二十条の六第一項第十八号中「(昭和四十六年法律第九十号)」を削り、同項第三十六号を第三十七号とし、第二十四号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に基づく市町村に対する森林環境譲与税に関すること。

第二十条の六第二項中「第二十七号、第三十五号及び第三十六号」を「第二十八号、第三十六号及び第三十七号」に改め、同条第三項中「及び第十七号」を「、第十七号及び第二十七号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条第四項中「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条第五項中「及び第二十号」を「、第二十号及び第二十二号」に、「第二十九号から第三十三号」を「第三十号から第三十四号」に改め、同条第六項中「及び第十九号」を「、第十九号及び第二十四号」に改め、同条第七項中「第三十四号」を「第三十五号」に改める。

第二十条の八第二項中「第八号から第十一号」を「第九号から第十二号」に改め、同条第三項中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に、「並びに第七号」を「並びに第八号」に改め、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。

第二十条の十第一号中「全国消費実態調査」を「全国家計構造調査」に改める。

第二十条の十九及び第二十条の二十を次のように改める。

(空港対策局空港政策課の所掌事務)

**第二十条の十九** 第七条第二項に規定する企画・地域振興部空港対策局空港政策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画係

イ 空港施策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 福岡県の空港の将来構想に関すること。

ハ 福岡空港の需給ひつ迫等に係る対策の総合企画に関すること。

## 二 調整係

イ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）の施行に関する事。

ロ 福岡空港運営会社との協議に関する事。

ハ 庶務に関する事（企画・地域振興部空港対策局空港事業課に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ニ 企画・地域振興部空港対策局の予算の総括に関する事。

ホ 財務会計に関する事。

（空港対策局空港事業課の所掌事務）

第二十条の二十 第七条第二項に規定する企画・地域振興部空港対策局空港事業課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

## 一 福岡空港係

イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の施行に関する事。

ロ 福岡空港及び空港周辺の整備並びに利用の促進に関する企画、調査及び調整に関する事。

ハ 空港周辺整備機構に関する事。

ニ 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

ホ 財務会計に関する事。

## 二 北九州空港係

イ 北九州空港の整備並びに利用の促進に関する企画、調査及び調整に関する事。

第二十四条第二号イ中「宗像・沖ノ島」を「神宿る島」宗像・沖ノ島に改める。

第二十八条第三号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 福岡県犯罪被害者等支援条例（平成三十年福岡県条例第三十四号）の施行に関する事。

ハ 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成三十一年福岡県条例第十九号）の施行に関する事。

第三十一条の二の三第一号中「難病対策係」を「難病等助成係」に改め、同号中ホを削り、ニをホとし、ハをニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）の施行に関する事務のうち、医療費支給に関する事。

第三十一条の二の三第二号を次のように改める。

## 二 がん対策係

イ がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関する事。

ロ がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行に関する事。

第三十一条の二の三第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

## 三 疾病対策係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童の保健並びに身体に障がいのある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育指導並びに同法第十九条の二十二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する事。

ロ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）の施行に関する事。

ハ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の施行に関する事。

ニ 肝炎対策基本法の施行に関する事（医療費支給に関するものを除く。）。

ホ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する事（医療費支給に関するものを除く。）。

ヘ アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）の施行に関する事。

ト 疾病対策に係る事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第三十一条の七第一号ニ中「こと」の下に「（保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）を加え、同号ホ中「こと」の下に「（保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室に係るものを含む。）を加え、同条第四号を削る。」

第三十一条の七の十二第二号イ中「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例（平成七年福岡県条例第三十七号）」を「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成三十一年福岡県条例第六号）」に改め、同条を第三十一条の七の十三とする。

第三十一条の七の十一を第三十一条の七の十二とし、第三十一条の七の十を第三十一条の七の十一とする。

第三十一条の七の九第四号イ中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同条を第三十一条の七の十とする。

第三十一条の七の八を第三十一条の七の九とし、第三十一条の七の七を第三十一条の七の八とする。

第三十一条の七の六第一号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニからトまでをロからホまでとし、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 自立支援係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障がい児に係るもので他係に属しないこと。

ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関するもので他係に属しないこと。

ハ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、児童福祉法（障がい児に係るものに限る。）、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の施行に関する事務に従事する職員の訓練に関すること。

ニ 知的障害者福祉法の施行に関すること。

ホ 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の施行に関すること。

ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

三 社会参加係

イ 身体障害者福祉法の施行に関する事務のうち、身体障害者社会参加支援施設に關すること。

ロ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）の施行に關すること。

ハ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に關すること。

ニ 福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号）の施行に關する事務のうち、他課に属しないこと。

ホ 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）の施行に關すること。

第三十一条の七の六に次の一号を加える。

四 医療・給付係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児入所給付費、障害児入所医療費及び措置費（障害児入所施設に係るものに限る。）に關すること。

ロ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に關する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に關すること（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当に關することを含む。）。

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に關する事務のうち、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、療養介護医療費及び補装具費に關すること。

ニ 福岡県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）の施行に關すること。

ホ 重度障がい者の医療費の助成に關すること。

第三十一条の七の六を第三十一条の七の七とし、第三十一条の七の五を第三十一条の七の六とする。

第三十一条の七の四の次に次の一条を加える。

（子育て支援課の所掌事務）

**第三十一条の七の五** 第七条第二項に規定する福祉労働部子育て支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 出合い・子育て応援係

イ 社会福祉法の施行に關する事務のうち、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び児童厚生施設を經營する事業に關すること。

と。

ロ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）の施行に関する事

ハ 児童福祉思想の普及啓発及び児童文化に関する事

ニ 少子化対策の総合企画、調査及び調整に関する事

ホ 出会い応援及び子育て支援に関する事

ヘ 庶務に関する事

ト 財務会計に関する事

二 保育企画係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育士に関する事

ロ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童の健全育成及び子育て支援に関する事務で他課に属しない事

ハ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、一時預かり事業、小規模保育事業及び病児保育事業に関する事

ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、他係に属しない事

ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する事務のうち、他係に属しない事

三 保育施設係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、保育所を経営する事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業のうち利用者支援事業及び第二種社会福祉事業に関する事

ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、保育所及び認定こども園に関する施設型給付費並びに地域型保育給付費に関する事

ハ 子ども・子育て支援法の施行に関する事務のうち、保育所及び認定こども園に関する施設型給付費並びに地域型保育給付費に関する事

第三十一条の七の四を削り、第三十一条の七の三を第三十一条の七の四とする。

第三十一条の七の二第五号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同条

を第三十一条の七の三とする。

第三十一条の七の次に次の一条を加える。

（高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室の所掌事務）

第三十一条の七の二 第七条の二第一項に規定する保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護員養成研修及び介護支援専門員に関する事

二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関する事務のうち、介護福祉士養成施設に関する事

三 福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年福岡県条例第二十九号）の施行に関する事

四 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事

第三十一条の九第二号に次のように加える。

二 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に関する事

第三十二条第一項第一号中「競輪施行者の競輪開催届及び競走場の設置」を「競輪場の設置及び移転」に改める。

第三十五条第一号イ中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。

第四十条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 鳥獣対策係  
イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、生活環境及び農林水産業に係る被害の防止並びに狩猟に関する事

ロ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三十四号）の施行に関する事

ハ 獣肉の有効利用に関する事  
第四十三条の三第四号中ハを削り、ニをハとし、ホからチまでをニからトまでとする

第四十三条の四第二号へを削り、同号ホ中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、「肉用牛」の下に「及び加工原料乳」を加え、同号ホを同号へとし、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 牧野法（昭和二十五年法律第九十四号）の施行に関する事。  
 第四十三条の四第三号ニ中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同条第五号を削る。

第四十三条の五第四号イ中「中山間総合整備事業」を「中山間地域農村活性化総合整備事業」に改め、同号ロ中「農業集落排水事業」の下に「、農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業」を加える。

第四十三条の六第三号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。  
 ホ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関する事。

第四十三条の九中「、漁港局部改良事業」及び「、漁業集落環境整備事業」を削る。  
 第五十条の三第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する事務のうち、地域福利増進事業に係る許可及び裁定並びに土地収用法の特例に係る裁定に関する事。

第五十条の三第二項中「第四号、第五号及び第七号から第九号」を「第五号、第六号及び第八号から第十号」に改め、同条第三項中「第三号まで及び第十号」を「第四号まで及び第十一号」に改める。

第五十七号第四号に次のように加える。  
 ト 建築都市部に係る都市災害復旧事業の総括に関する事。  
 第五十九号第二号に次のように加える。

リ 都市公園等の災害復旧事業に関する事。  
 第五十九号第三号ハ中「都市災害」を「街路の災害復旧事業」に改める。  
 第五十九号の二第二号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復

旧事業のうち、公共下水道に関する事。  
 第五十九号の二第三号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、流域下水道に関する事。  
 第六十二条第一号に次のように加える。

チ 県費の支払に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。  
 リ 基金に属する現金並びに公有財産又は基金に属する有価証券の出納及び保管に関する事。

ヌ 歳計現金の保管並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事。  
 ル 物品の出納及び保管に関する事務のうち、福岡県領収証紙に関する事。  
 第六十二条第三号中イからニまでを削り、ホをイとし、ハからチまでをロからニまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 新地方公会計に関する事。  
 第六十四条第二項の表福岡県土地利用調整会議の項及び福岡県水行政連絡協議会の項を削る。

第六十五条第一項第一号の表福岡県農業共済保険審査会の項中「第一百七十一条及び」及び「農業共済組合連合会の組合員が審査を申し立てた保険に関する事項の審査並びに」を削り、同表福岡県建築士審査会の項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同項第二号の表福岡県精神保健福祉審議会の項の次に次のように加える。

福岡県がん登録情報利用等審議会	がん登録等の推進に関する法律及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定により合議制の機関の意見を聴くこととされた事項について意見を述べること。	保健医療介護部	がん感染症疾病対策課
-----------------	---	---------	------------

第七十四条第一項第三号イ中(5)を削り、同条第六項第二号ハ中(2)を削り、同条第八項第二号ハ中(2)を削り、同条第九項第二号ニ中(2)を削り、同条第十二項中「前十一項」を

「前各項」に改め、同項の表福岡県北九州東県税事務所の項中「及びハ」を「及びロ」に改め、同表福岡県北九州西県税事務所の項中「第二号ハ(1)」を「第二号ハ」に改め、同表福岡県飯塚・直方県税事務所の項中「、第二号イ、ロ及びハ(1)」を「及び第二号」に改め、同表福岡県久留米県税事務所の項中「、第二号イからハまで及びニ(1)」を「及び第二号」に改める。

第八十九条第一項第二号イ中(17)を削り、(16)を(17)とし、(10)から(15)までを(11)から(16)までとし、(9)の次に次のように加える。

(10) 肝炎対策基本法の施行に関すること。

第九十二条第一号ロ中(6)を(7)とし、(1)から(5)までを(2)から(6)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1) がん登録等の推進に関する法律の施行に関すること。

第九十九条の表中

福岡県大牟田児童相談所	相談第一課
福岡県宗像児童相談所	相談第一課
福岡県宗像児童相談所	相談第二課
福岡県宗像児童相談所	相談第二課

を

福岡県大牟田児童相談所	相談第一課
福岡県宗像児童相談所	相談第一課
福岡県宗像児童相談所	相談第二課
福岡県宗像児童相談所	相談第二課
福岡県宗像児童相談所	保護課

に改める。

第一百一条第四項中「大牟田児童相談所」の下に「及び福岡県宗像児童相談所」を加え、同条第五項を削る。

「第三款 障害者更生相談所」を「第三款 障がい者更生相談所」に改める。

第一百五十五条中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める。

第一百一条の表福岡県立戸畑高等技術専門校の項中「機械系機械製図科 溶接科 機械科」を「機械系機械技術科 溶接科」に改める。

第六十四条第一項第一号ハ(2)中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、(カ)から(ネ)までを(オ)から(ヌ)までとし、同号ハ(3)中(ウ)中(イ)を削り、(ロ)を(イ)とし、(シ)から(ス)までを(ロ)から(シ)までとし、同号ハ(2)中(ウ)を(ク)とし、(ク)から(セ)までを(ク)から(ソ)までとし、(キ)の次に次のように加える。

とし、同号ハ(3)中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同号ハ(3)中(イ)を削り、(ロ)を(イ)とし、(シ)から(ス)までを(ロ)から(シ)までとし、同号ハ(2)中(ウ)を(ク)とし、(ク)から(セ)までを(ク)から(ソ)までとし、(キ)の次に次のように加える。

(ク) 森林経営管理法の施行に関すること。

第二百三十一条第一項の表福岡県久留米県土整備事務所の項中

「都市施設整備課」を「都市施設整備課」に改め、同表福岡県京築県土整備事務所の項中

「総務課」を

「総務課」

「河川砂防課」を「河川砂防課」に改める。

「河川砂防課」

「河川砂防課」を「河川砂防課」に改める。

「河川砂防課」

第二百三十二条第四項中「筑紫野古賀線バイパス建設室」の下に「福岡県久留米県土整備事務所のスマートIC対策室」を加える。

第二百三十三条第三項中「各課ごと」の下に「スマートIC対策室」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 スマートIC対策室

イ スマートIC設置に関する県道鳥栖朝倉線の建設に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の四の改正規定及び第五十条の三の改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

(福岡県児童福祉法施行細則の一部改正)

2 福岡県児童福祉法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(裏面)中「福岡県衛生保健課ががん感染症疾病対策課難病対策課」を「福岡県衛生保健課ががん感染症疾病対策課難病対策課」に改める。

092-643-3267)」を「部 課 係 (Tel: )」に改める。

(福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

3 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「保健医療介護部がん悪性疾患科対策課難病対策係 (TEL 092-643-3267)」を「部 課 係 (TEL )」に改める。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月二十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第八号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第十二号の二を削り、第十二号の三を第十二号の二とし、同項第十三号中「第二百四十三条第五項」を「第二百四十三条第七項」に、「使用者責任者」を「使用者」に改め、同項中第十五号の二を第十五号の三とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 財務規則第二百五十二条第三項の規定に基づき、物品の貸付けを行うこと及び重要物品以外の物品に係る貸付けについて、物品管理者として承認すること。

第十二条第一項第十七号中「第二百五十八条」の下に「第一項」を加える。

第十三条に次の三号を加える。

五 財務規則第二百二十三条第二項の規定に基づき、出先機関等の長の所管に属する公有財産の貸付けを行うこと。

六 財務規則第二百二十四条の規定に基づき行う出先機関等の長の所管に属する公有財産の貸付期間の延長及び更新のうち、財務規則第二百二十三条第二項第一号に係る公有財産の貸付けに関すること。

七 財務規則第二百二十六条の規定に基づき行う出先機関等の長の所管に属する公有財産の借受目的の変更又は原状変更の承認のうち、財務規則第二百二十三条第二項に係る公有財産の貸付けに関すること。

第十九条の六第六号中イを削り、ロをイとする。

第二十条第四項第十一号イ中「受領し、その旨を福岡労働局長に通知」を「受領」に改め、同条第五項第三号中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第二十四条の二の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の開設者に対し、必要な措置を命じ、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第二十条第五項第三号ソ中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加え、同号ツからウまでを次のように改める。

ツ 法第四十六条の五第六項の規定に基づき、医療法人が病院等を二以上開設する場合において、管理者の一部を理事に加えないことを認可すること。

ネ 法第四十六条の六第一項の規定に基づき、医師又は歯科医師でない理事長の選出を認可すること。

ナ 法第五十二条第一項の規定に基づき、医療法人から事業報告書等の届出を受領すること。

ラ 法第五十二条第二項の規定に基づき、医療法人の定款、事業報告書等を閲覧させること。

ム 法第五十四条の九第三項の規定に基づき、定款又は寄附行為の変更を認可すること。

ウ 法第五十四条の九第五項の規定に基づき、定款又は寄附行為の変更届を受領すること。

第二十條第五項第三号中キを削り、ノをキとし、オからヤまでをノからクまでとし、マを削り、同号に次のように加える。

ヤ 施行規則第九条の十五の二の規定に基づき、医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることを認めること。

第二十条第八項ただし書を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第十三項第八号中イからハまでを削り、ニをイとし、同条第十五項

第五号ホ中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改める。

第二十二条に次の一号を加える。

四 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第六条第一項の規定に基づき、届出対象情報を受領すること。

ロ 法第八条の規定に基づき、届出対象情報の審査等及び都道府県整理情報を厚生労働大臣へ提出すること。

ハ 法第十条第二項及び第十三条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣から通知を受けた事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣へ報告すること。

ニ 法第十六条の規定に基づき、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、協力を要請すること。

ホ 法第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十条の規定に基づき、都道府県が人情報又はこれに係る特定匿名化情報の利用及び提供を行うこと。

ヘ 法第二十一条第八項及び第九項の規定に基づき、都道府県が人情報並びに匿名化及び匿名化を行った情報を提供すること。

ト 法第二十二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、都道府県がデータベースの整備等並びに都道府県がん情報の匿名化及び消去を行うこと。

第二十四条に次の一号を加える。

三 療育手帳に関する事務

イ 十八歳未満の知的障がいのある人の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

ロ 療育手帳の交付を受けた十八歳未満の知的障がいのある人の障がいの程度の確認を行い、決定すること。

第二十七条第一号イ(2)及び(3)中「身体障害者」を「身体障がいのある人」に改め、同号イ(5)中「障害者等」を「障がいのある人等」に改め、同号チ及びワ中「身体障害者」を「身体障がいのある人」に改め、同条第二号イ中「障害」を「障がい」に改め、同条第三号イ(2)及び(3)中「知的障害者」を「知的障がいのある人」に改め、同号イ(4)中「障害者等」を「障がいのある人等」に改め、同号ハ中「知的障害者」を「知的障がいのある人」に改め、同条に次の一号を加える。

六 療育手帳に関する事務

イ 療育手帳の交付の可否を決定し、手帳を交付し、又は交付しない旨を通知すること。

ロ 療育手帳の交付を受けた十八歳以上の知的障がいのある人の障がいの程度の確認を行い、決定すること。

ハ 療育手帳の記載事項の変更の届出を受領すること。

ニ 療育手帳を再交付すること。

第五十条第二項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項に次の一号を加える。

二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則を「施行規則」という。

イ 法第九条第一項に規定する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可のうち、次に掲げるものの許可を行うこと。

(1) 鳥獣の管理の目的（生態系に係る被害の防止の目的を除く。）で狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マンゲース若しくはノヤギ及び狩猟鳥獣である鳥類のひなの捕獲等又はカルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス若しくはハシブトガラスの卵の採取等を行う場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等を行う場合で、その区域が二以上の市町村にわたるもの。

(2) 鳥獣の管理の目的でチュウサギの捕獲等を行うこと。

(3) 第二種特定鳥獣管理計画に定める特定鳥獣の数の調整の目的で、特定鳥獣の捕獲等又は卵の採取等を行うこと。

ロ 法第九条第七項及び第八項の規定に基づき、許可証及び従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）を交付すること。

ハ 法第九条第九項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）を再交付すること。

ニ 法第九条第十一項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の返納を受けること。

ホ 法第九条第十三項の規定に基づき、同条第一項の許可（イに規定する許可に限る。）を受けた者から捕獲等又は採取等の結果の報告を受けること。

ヘ 法第四十六条第一項の規定に基づき、狩猟免状の記載事項の変更の届出を受領すること。

ト 法第四十六条第二項の規定に基づき、狩猟免状を再交付すること。

チ 法第五十四条の規定に基づき、狩猟免状の返納を受けること。

リ 法第六十一条第四項の規定に基づき、狩猟者登録証（他県からの入猟者に係るものを除く。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ヌ 法第六十一条第五項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）を再交付すること。

ル 法第六十三条の規定に基づき、登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）の抹消を行うこと。

ヲ 法第六十四条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）の取消し等を行うこと。

ワ 法第六十五条の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の返納を受けること。

カ 法第六十六条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）を受けた者から狩猟の結果の報告を受けること。

ヨ 法第七十九条第二項の規定に基づき、市町村に対し必要な指示をすること（イに規定する許可に限る。）。

タ 施行規則第七条第十一項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

レ 施行規則第七条第十二項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ソ 施行規則第七条第十三項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ツ 施行規則第七条第十四項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ネ 施行規則第四十九条の規定に基づき、住所変更等の届出を受けたとき、当該届出者の旧住所を管轄する都道府県知事にその旨を通知すること。

ナ 施行規則第五十条の規定に基づき、狩猟免状の亡失の届出を受領すること。

ラ 施行規則第六十五条第十項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の亡失の届出を受領すること。

第五十条第五項第六号を削る。

第七十条第三項第一号中「ツ」を「チ」から「ソ」までとし、同号「ド」中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の二第二項」に改め、同号「ド」を「ド」前に次のように加える。

「法第七十二条の二第一項の規定に基づき、必要な限度において、法若しくは法に基づく命令の規定による許可若しくは承認を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又は所属職員に、当該許可若しくは承認に係る行為等に係る場所等に立ち入り、当該許可若しくは承認に係る行為等の状況若しくは物件を検査させること（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）。

第七十条第三項第一号中「バ」を「ソ、ホ及びベ」に改め、同号中「ド」とし、同号「中」を「ラ及びガ」に改め、同号中「ゴ」を「ベ」とし、同号「バ」中「ラ及びガ」を「ホ及びヅ」に改め、同号中「バ」を「ホ」とし、イを削り、スを「バ」とし、レから「セ」までを「ホ」までとし、ネの前に次のように加える。

「法第四十四条第四項の規定に基づき、沿道区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあり、その損害又は危険を防止するため特に必要があると認めるとき、当該土地等の管理者に対し、その損害又は危険の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずること（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）。

「法第四十四条第六項の規定に基づき、損失の補償について協議すること（法第六十九条第二項、第七十二条第二項、第七十五条第六項及び第九十一条第四項において準用する場合を含む。）。

第七十条第三項第一号中「タ」を「ト」とし、カの次に次のように加える。

「法第三十九条の九の規定に基づき、法第三十九条の八の規定による基準に従つ

て占用物件の維持管理をしていないと認められる場合、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずること（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）。

第七十条第九項第二号イ中「第六条の二第三項」を「第六条の二第五項」に改め、同号カ中「第四十八条第十三項及び第十四項」を「第四十八条第十五項及び第十六項」に改め、同号ヨを削り、タをヨとし、レからフまでをタからケまでとし、同項第十二号イ中「独立行政法人住宅金融支援機構法」の下に「（平成十七年法律第八十二号）」を加え、「第二項第一号」を「第二項第二号」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県訓令第四号**

- 本 庁
- 出 先 機 関
- 福 岡 県 警 察 本 部
- 福 岡 県 教 育 庁
- 福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十三号中エをサとし、ネからコまでをムからアまでとし、ムの前に次のよ

うに加える。

ネ 規則第二百二十三条第二項の規定に基づき、本庁等に係る公有財産の貸付けを行うこと。

ナ 規則第二百二十四条の規定に基づき行う本庁等における公有財産の貸付期間の延長又は更新のうち、規則第二百二十三条第二項第一号に係る公有財産の貸付けに關すること。

ラ 規則第二百二十六条に規定する公有財産の借受目的の変更又は現状変更の願出のうち、規則第二百二十三条第二項により貸付けを行った公有財産に係るものを承認すること。

別表一第八項の次に次のように加える。

八の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この項中「法」という。）の施行に關する事務

	1 法第九條第三項の規定に基づき、収用委員会に土地収用法第九十四條第二項の規定による裁決申請を行うこと。	1 法第九條第二項の規定に基づき、損失の補償について協議すること。	1 法第六條の規定に基づき、事業の準備のための土地立入りに關する事務を行うこと。
	2 法第十條第一項の規定に基づき、土地使用権等の取得についての裁定申請を行うこと。	2 法第十條第一項の規定に基づき、障害物の伐採等に關する知事への許可申請を行うこと。	2 法第七條第一項の規定に基づき、障害物の伐採等に關する知事への許可申請を行うこと。
	3 法第十條第一項の規定に基づき、補償金を供託すること。	3 法第七條第二項に基づき、伐採等を行う旨を公告するとともに当該障害物の確知所有者へ通知すること。	3 法第七條第二項に基づき、伐採等を行う旨を公告するとともに当該障害物の確知所有者へ通知すること。
			4 法第七條第三項の規定に

ること（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）。

4 法第十九条第一項の規定に基づき、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定申請を行うこと。

5 法第十二条第二項の規定に基づき、土地等使用権等の全部又は一部を譲り渡すための承認を申請すること。

6 法第二十七條第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁

に基づき、伐採等をした旨を公告するとともに当該障害物の確知所有者へ通知すること。

5 法第十條第三項第三号及び第四号の規定に基づき、行政機関の長の意見書の提出を求めること（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）。

6 法第十條第五項の規定に基づき、裁定申請に係る事業内容について住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること。

7 法第二條第一項の規定に基づき、地域福利増進事業の用に供されていている旨を表示した標識を設けること。

8 法第二條第二項の規定に基づき、当該標識の移転

定申請を行うこと。

7 法第三十七條第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定申請を行うこと。

8 法第三十八條の規定に基づき、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五條第一項の規定による命令又は同法第九百五十二條第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求を行うこと。

又は除却について承諾すること。

9 法第三十九條第二項の規定に基づき、地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供すること。

10 法第三十九條第三項の規定に基づき、土地所有者等関連情報を提供することに本人の同意を求めること。

11 法第三十九條第五項の規定に基づき、土地に工作物を設置している者その他の者に対して、土地所有者等関連情報の提供を求めること。

12 法第四十條第三項の規定に基づき、登記官の求めに応じ、土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登

